

簡易水道料金・下水道使用料 料金早見表 (令和7年4月1日~)

【メーター口径: 13mm~25mm・2か月(税込)】

(単位:円)

使用水量(m ³)	水道料金	下水道使用料
0~8	1,958	1,509
9	1,980	1,509
10	2,002	1,509
11	2,024	1,509
12	2,046	1,509
13	2,068	1,509
14	2,090	1,509
15	2,096	1,509
16	2,116	1,509
17	2,251	1,613
18	2,387	1,718
19	2,522	1,822
20	2,657	1,927
21	2,792	2,031
22	2,928	2,136
23	3,063	2,240
24	3,198	2,345
25	3,334	2,449
26	3,469	2,554
27	3,604	2,658
28	3,740	2,763
29	3,875	2,867
30	4,010	2,972
31	4,158	3,082
32	4,305	3,192
33	4,452	3,302
34	4,600	3,412
35	4,747	3,522
36	4,895	3,632
37	5,042	3,742
38	5,189	3,852
39	5,337	3,962
40	5,484	4,072
41	5,682	4,199
42	5,880	4,327
43	6,078	4,455
44	6,276	4,582
45	6,474	4,710
46	6,672	4,837
47	6,870	4,965
48	7,068	5,093
49	7,266	5,220
50	7,464	5,348
51	7,662	5,475
52	7,860	5,603
53	8,058	5,731
54	8,256	5,858
55	8,454	5,986

使用水量(m ³)	水道料金	下水道使用料
56	8,652	6,113
57	8,850	6,241
58	9,048	6,369
59	9,246	6,496
60	9,444	6,624
61	9,714	6,762
62	9,983	6,901
63	10,253	7,040
64	10,522	7,178
65	10,792	7,317
66	11,061	7,455
67	11,331	7,594
68	11,600	7,733
69	11,870	7,871
70	12,139	8,010
71	12,409	8,148
72	12,678	8,287
73	12,948	8,426
74	13,217	8,564
75	13,487	8,703
76	13,756	8,841
77	14,026	8,980
78	14,295	9,119
79	14,565	9,257
80	14,834	9,396
81	15,104	9,534
82	15,373	9,673
83	15,643	9,812
84	15,912	9,950
85	16,182	10,089
86	16,451	10,227
87	16,721	10,366
88	16,990	10,505
89	17,260	10,643
90	17,529	10,782
91	17,799	10,920
92	18,068	11,059
93	18,338	11,198
94	18,607	11,336
95	18,877	11,475
96	19,146	11,613
97	19,416	11,752
98	19,685	11,891
99	19,955	12,029
100	20,224	12,168

下水道使用料に関することは下水道料金課 料金班 (電話 042-769-8376)までお問合せください。

【編集・発行】 相模原市 津久井土木事務所簡易水道班

〒252-5172 相模原市緑区中野633 津久井総合事務所別館2階

TEL 042-780-8210 FAX 042-780-1481



相模原市HPでバックナンバーを
ご覧いただけます。

相模原市簡易水道広報誌

簡易水道たより 第11号

簡易水道とは…給水人口が101人~5000人の水道事業になります

2025/2

2025年 (令和7年) 4 April

月	火	水	木	金	土	日
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29 昭和の日	30	1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日

**4月から水道料金は
どう変わるの？**



【大切なお知らせ】 2025年(令和7年)4月から水道料金を改定します
最終ページに便利な料金早見表を掲載しています！



料金体系を神奈川県営水道と統一します

青根・藤野地区ともに神奈川県営水道と同一の料金体系となり、
青根地区の料金体系が定額制から従量制に変わります。



水道メーターの口径に応じて料金が変わります

水道の使用用途に応じて基本料金を設定する用途別料金から
水道メーターの口径(サイズ)ごとに基本料金を設定する
口径別料金へ変わります。



激変緩和期間を設け、段階的に改定します

料金を5年間で3段階(令和7年、10年、12年)に分けて改定し、
令和12年4月に神奈川県営水道と同一の料金となります。



特設HPのご案内

相模原市HPで料金改定特設ページを公開しています。料金改定の詳しい情報や便利なツールを掲載していますので、お持ちのパソコンやスマートフォンなどからご覧ください。



パソコンから！



相模原市簡易水道 料金改定

検索

検針票(使用水量のお知らせ)の見方

はじめに
検針票のメーター口径と使用水量をチェック!

検針票が新しくなります!

検針時期
検針を行った対象時期を表示しています。一般的には2か月分の使用水量となります。

使用水量のお知らせ 2025年度 1期使用分 検針票

相模原市緑区小淵2000		水栓番号	1000****
相模原 太郎 様		用途	家事用
		口径	20
		メーター番号	A6-01-20

今回使用量		今回料金(予定額)	
今回指針	2025年6月15日	水道料金	3646円
前回指針	2025年4月15日	減免	
(前期使用水量)	25m ³	消費税(10%)	364円
使用水量	30m³	合計(予定額)	4,010円(税込)

水道料金
今回使用水量に応じた水道料金を表示しています。

ご連絡
今回振替日(納期限) 2025年7月31日

お問合せ先: 津久井土木事務所 簡易水道班 電話番号 042-780-8210

メーター口径
お使いの水道メーターの大きさ(口径)を表示しています。一般的なご家庭では、口径13~25mmのメーターが使われています。

使用水量・前期使用水量
前回検針日から今回検針日までの期間の使用水量とその前期分の使用水量を表示しています。

※実際の検針票と一部異なる場合があります。
※メーター口径と使用水量は請求書類(水道料金のお知らせ)でもご確認ください。

前期から使用水量が大幅に増加していて、心当たりがなければ漏水の疑いがあります。

水道料金表・モデルケース

水道料金表【メーター口径:13~25mm 1か月・税抜】

※令和7年4月1日から令和10年3月31までの料金です。

基本料金 (0~4m ³)	従量料金 (1m ³ につき)								
	5~8m ³	9~15m ³	16~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³	301~1,000m ³	1,001m ³ ~
890円	18円	123円	134円	180円	245円	270円	288円	316円	403円

1人世帯

2か月の使用水量 8 m³

メーター口径 13 mm

2か月あたり

1,958 円 (税込)

3人世帯

2か月の使用水量 20 m³

メーター口径 20 mm

2か月あたり

2,657 円 (税込)

飲食店・事業所

2か月の使用水量 50 m³

メーター口径 25 mm

2か月あたり

7,464 円 (税込)

水道料金計算ツール

HPで公開している「水道料金計算ツール」で、使用水量から料金の試算ができます(一部のスマートフォンでは非対応の場合があります)。



口径別水道料金表

メーター口径30mm以上の料金単価表や令和10年4月以降の料金表はHPからご確認ください。



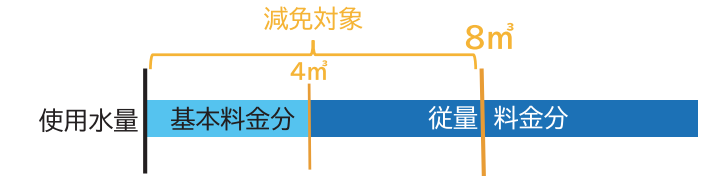
水道料金の減免制度について

相模原市簡易水道では、次の世帯・施設を対象に水道料金を減免しています。

- ◆身体障害者(1級・2級)
 - ◆精神障害者(1級)
 - ◆知的障害者(A1・A2)
 - ◆要介護者(要介護4・要介護5)
 - ◆重複障害者
 - ◆児童扶養手当受給世帯
 - ◆特別児童扶養手当受給世帯
 - ◆遺族基礎年金受給世帯
 - ◆障害者就労施設・障害者グループホーム(※)
- の方がいる世帯

【減免内容】

料金改定後も1か月の使用水量8m³までを減額し、8m³を超えて使用した分は従量料金が加算されます。



減免の適用を受けるにはお客様ご自身で申請を行っていただく必要がございます。お手続きなどの詳細は津久井土木事務所簡易水道班までお問合せください。

(※)施設を対象とする減免は算定した水道料金の20%が減額されます。

新料金の適用開始時期について

料金改定日(4月1日)より前から継続して水道をご使用の方は、**改定日以降最初の検針分までは旧料金体系が適用され、それ以降の検針分から新料金体系が適用**されます。また、**青根地区・藤野地区で新料金体系での請求開始時期が異なります。**

青根地区(偶数月検針)

- 2~4月までの3か月分を旧料金に基づき、4月分として請求します
- 4月検針分から新料金体系が適用され、最初の料金の請求は7月です

料金改定日 4/1

2月	3月	4月	5月	6月	7月
検針		検針		検針	
2・3・4月分 旧料金			5・6月分 新料金		7・8月分 新料金
請求時期 4月中旬			請求時期 7月中旬		請求時期 9月中旬

青根地区は料金の請求月が奇数月に変更になります。



藤野地区(奇数月検針)

- 2・3月使用分(4月請求分)および4・5月使用分(6月請求分)をそれぞれ旧料金に基づき請求します
- 5月検針分から新料金が適用され、最初の料金の請求は8月です

料金改定日 4/1

2月	3月	4月	5月	6月	7月
	検針		検針		検針
2・3月分 旧料金		4・5月分 旧料金		6・7月分 新料金	
請求時期 4月中旬		請求時期 6月中旬		請求時期 8月中旬	

※改定日以降に新規で使用を開始または再開した場合は、検針時期に関わらず新料金が適用されます。
※天候や業務の都合により検針時期は多少前後することがあります。



【市設置高度処理型浄化槽をお使いの方へ】

浄化槽使用料の算定方法の変更について

詳しくは下水道料金課 料金班
(電話 042-769-8376)まで

市設置高度処理型浄化槽をお使いの方の使用料のうち家庭用については、これまで世帯人数により排水量を認定していましたが、水道の料金改定日以降は、使用水量をもとに使用料を算定する方法(従量制)に変更します。(※)

- ◆変更の時期は、4月1日以降の最初の検針分までは現行どおり、それ以降の検針分から従量制を適用します。
- ◆算定方法の変更に伴い、4月1日以降、請求時期が変わる場合があります。

(※)従量制による使用料は最終ページにある早見表の「下水道使用料」の額をご覧ください。